

平成23年度

# 「紀州材」で建てる 地域住宅支援事業について

地元和歌山で育まれた「紀州材」で家を新築・増築しませんか？  
林業・木材産業の活性化、森林の健全な育成を図るため、補助金が受けられます。

## 主な条件

- 新築の場合：申請者自らが居住する目的で建設する木造住宅
- 増改築の場合：建築基準法上の許可又は届け出が必要な規模のもの
- 平成24年3月30日までに紀州材の施工が完了すること
- 他の補助金等と重複受給がないこと

## 補助金額

紀州材の使用量(m <sup>3</sup> )	補助金額
5 m <sup>3</sup> 以上10 m <sup>3</sup> 未満	60,000円
10 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	130,000円
15 m <sup>3</sup> 以上	200,000円

## 申し込み方法

補助対象木材の工事現場での施工に着手する日の3日前(休日の場合はその前日)までに、所定の様式により建築地を所管する各振興局の林務課にお申し込みください。

## 受付期間

平成23年4月1日から  
平成24年3月15日(先着順)

## お問い合わせ

日高振興局 地域振興部 林務課  
☎24-2912

和歌山県 紀州材活用促進支援事業

検索

として検索していただきますと、県庁HPの中に様式等がございます。

なお、和歌山県の年度内補助金が終了しても、日高川町独自の補助制度を受ける事ができます。

ただし、県の補助金等を受けられた方は、対象外となります

■お問い合わせ 美山支所 農林業課(林業) ☎56-0324



# 「1人でも雇ったら、入ろう。労働保険」

11月1日から30日までは、労働保険適用促進強化月間です。

厚生労働省の所管する労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」という。)と雇用保険との総称で、保険給付は各保険制度で別に行われますが、保険料の徴収等については、原則的に一体のものとして取り扱われます。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト等を含む)を一人でも使用している事業主は、すべて加入が義務付けられており、成立手続きを行わなければなりません。

## 労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の生活を保護するため必要な保険給付を行うものです。

## 雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。



## ■加入手続きなどの詳細についてのお問い合わせ先

和歌山労働局労働保険徴収室 ..... ☎073-488-1102

御坊労働基準監督署..... ☎22-3571

ハローワーク御坊(公共職業安定所) ... ☎22-3527



## 農業者の皆さん 老後の備えは万全ですか？



■老後生活はこんなに長い! ■老後生活はこんなにお金がかかる!

▶65歳からの平均余命は  
[男性:18年][女性:23年]

▶老後、夫婦2人の場合の試算(年間)  
[支出(家計費):272万円][収入(国民年金):158万円]  
[差額はなんと114万円の不足!]

## 農業者年金は老後の生活をごっちりサポート

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金!
- 終身年金で80歳までの保証付き!
- 支払った保険料は全額社会保険料控除!
- 保険料の国庫補助も!(一定の条件を満たす方)

公的年金  
ならではの  
優遇措置

### 農業者の方なら幅広くご加入いただけます!

- ① 国民年金の第1号被保険者で、
- ② 年間60日移譲農業に従事する
- ③ 60歳未満の方(全ての要件を満たす方)

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率が2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは農業者年金で安心! 詳しくは、農業委員会(☎22-9423) または、JAにお問い合わせ下さい。